

## 平成 26 年度 財務諸表の承認の際の確認項目一覧表

評価委員会が意見陳述を行う際の基本方針

提出期間や提出書類などが法令等を遵守しているか、明らかな遺漏がないかなどを確認し、意見陳述する

財務諸表 確認事項			確認状況
提出書類	提出期限の遵守	財務諸表及び添付書類の 当該年度の終了後 3 月以内の提出 (法第 34 条)	6 月 30 日に法人より市長に提出があり、事業年度終了後 3 ヶ月以内の提出を確認した。
	すべての必要な書類の提出	(財務諸表) 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算及びこれらの附属明細書 (添付書類) 事業報告書、決算報告書、監事及び会計監査人の意見 (法第 34 条及び規則第 10 条)	提出種類は、財務諸表及び添付書類ともに、遺漏なく、提出されていることを確認した。
財務諸表の整合	事業年度	毎年 4 月 1 日 から 翌年 3 月 31 日 (法第 32 条)	4 月 1 日から翌 3 月 31 日であることを確認した。
	「地方独立行政法人会計基準」への準拠性	重要な会計方針、表示科目、注記等の適切性 (法第 33 条)	会計準則に準拠した会計方針、表示科目、注記であり、適切な記載であることを確認した。
		合計等の基本的な計数の整合 (法第 33 条)	合計等の計数について、整合がとれていることを確認した。
		主要表と附属明細書との整合・書類相互間の整合等 (法第 33 条)	主要表と附属明細書、書類相互間について、整合がとれていることを確認した。
		運営費負担金に係る会計処理の適切性	適正な会計処理が行われていることを確認した。
監事・会計監査人意見	監査報告書	財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事・会計監査人の意見の有無 (法第 34 条)	監事及び会計監査人からの監査報告書は適正意見であり、考慮すべき意見や理事長、市長への意見はなかったことを確認した。
		監事が理事長又は設立団体の長に提出した意見の有無 (法第 13 条)	
その他	利益及び損失の処理等の適切性 (法第 40 条)	利益の処分や余裕金の運用は適切になされていること、また短期借入金や堺市以外からの長期借入金、重要な財産の処分はなかったことを確認した。	
	短期借入金の限度額超過の有無 (法第 41 条)		
	堺市からの長期借入金以外の長期借入金の有無 (法第 41 条)		
	余裕金の不適切な運用の有無 (法第 43 条)		
	重要な財産の不適切な処分等の有無 (法第 44 条)		